

北海道介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(通則)

- 1 北海道介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和5年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年1月25日老発0125第5号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」（以下「国実施要綱」）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、北海道内に所在する別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）が国実施要綱6に定める要件を満たした賃金改善を実施する事業を対象とする。

(補助金の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、国実施要綱5に定めるところにより算定するものとし、算定根拠となる介護報酬の額は、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

なお、令和6年2月以降の介護報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス以前の過誤調整分は含まない）。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

- 6 規則第3条の2第1項に規定する補助金等交付申請書は、国実施要綱の7(1)に掲げる介護職員処遇改善計画書（以下「計画書」という。）によるものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 7 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書は、国実施要綱7(2)に掲げる介護職員処遇改善実績報告書（以下「実績報告書」という。）によるものとし、第9条により交付の決定を受けた介護サービス事業者等は、事業が完了したときは、実績報告書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

なお、国保連が交付対象事業者へ発送する交付額通知をもって、規則第15条における額の確定通知とする。

(変更の届出)

- 8 交付対象事業者は、計画書に変更があった場合は、国実施要綱の7(4)により変更の届出を行うものとする。

(交付の決定)

- 9 知事は、第6条の規定により介護サービス事業者から計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付を決定する。

(1) 知事は、交付の決定をしたときは、北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ交付対象事業所を通知し、国保連が交付対象事業者へ発送する初回の交付額通知をもって、規則第6条に定める決定の通知とする。

(交付金の返還)

- 10 知事は、補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が次に該当する場合は、既に交付された交付金の一部または全部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、国実施要綱に記載の要件を満たさない場合
(2) 虚偽または不正の手段により交付金を受けた場合。

(交付の方法)

- 11 知事は、前項までの規定により算定した補助金は、原則、介護サービス提供月の翌々月の末日までに交付額を決定の上、交付対象事業者に通知し、交付するものとする。ただし、令和6年2月及び3月のサービス提供分については、4月サービス提供分と併せて算定・交付するものとする。

なお、支払については、原則として、法人ごとに1つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、介護サービス事業者等が国保連に登録している口座とし、介護サービス事業者等は、北海道が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、同意するものとする。

別紙 1

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

| サービス区分 | 交付率 |
|--------------------------|------|
| 訪問介護 | 1.2% |
| 夜間対応型訪問介護 | 1.2% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1.2% |
| (介護予防) 訪問入浴介護 | 0.7% |
| 通所介護 | 0.7% |
| 地域密着型通所介護 | 0.7% |
| (介護予防) 通所リハビリテーション | 0.6% |
| (介護予防) 特定施設入居者生活介護 | 0.8% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0.8% |
| (介護予防) 認知症対応型通所介護 | 1.4% |
| (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 | 1.0% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1.0% |
| (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 | 1.3% |
| 介護福祉施設サービス | 0.9% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 0.9% |
| (介護予防) 短期入所生活介護 | 0.9% |
| 介護保健施設サービス | 0.5% |
| (介護予防) 短期入所療養介護（老健） | 0.5% |
| 介護医療院サービス | 0.3% |
| (介護予防) 短期入所療養介護（病院等・医療院） | 0.3% |

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

| サービス区分 | 交付率 |
|--|-----|
| (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援 | 0% |